



災害発生後のクリーンルーム内入室作業に関するガイドラインRev.1.01

2011年4月13日
(社)日本半導体製造装置協会
サービス専門委員会

基本原則判断基準

下記項目は人命第一とした入室作業許可判断する為の基準です。最終判断は現場責任者、現場作業員、お客様対策本部の方々の意見を確認しながら決定するものとしますが、監督責任はお客様とします。

1. 地域環境の基準

- ①行政地域の避難勧告、避難指示が出ていない事。
- ②現地に行くまでの安全が確保されている事。
- ③地震の場合は余震の震度が5以上の発生確率が10%以下である事。(公的機関発表に基づく)
- ④宿泊設備が周辺に有る事。
- ⑤通信手段が確保できる事。

2. お客様建屋内(クリーンルーム、用力室、他)入出基準。

- ①お客様個々の要請ではなく、対策本部(安全担当様)からの要請である事。
- ②地震の場合は震度6以上の地震直後、少なくとも24時間以上は経過している事。
- ③一般排気、酸、アルカリ、有機排気等全ての排気が正常作動している事。
- ④空調設備が作動している事、若しくはクリーンルームの換気が出来る事。
- ⑤ガス検知器にてクリーンルーム内及び関係場所の複数測定値が安全基準以下となっている事。
- ⑥照明が正常に点灯している事。
- ⑦クリーンルーム内設置の保安設備(ガス検知器、火災警報等)は正常機能している事。
- ⑧全体図、通路、非常口等の避難経路が確立されており、且つ館内放送が出来る事。
- ⑨しかるべき保護具の貸与が出来る事。若しくは各ベンダーが用意出来る事。
- ⑩不要部材が撤去され、通路及び作業エリアが確保されている事。
- ⑪現場作業員が危険と感じたら、顧客の判断は関係なく、即、作業中止する事を事前に了解して頂ける事。(クリーンルーム内で作業を行っている現場作業員の判断が最優先)